

《重要》 災害に伴う各種支援制度一覧 【北区役所】

令和6年4月時点

本市では、災害に見舞われた際の各種支援制度があります。制度の概要については次頁より御確認ください。
なお、制度の活用にあたり、原則、提出を要する「罹災証明書」「り災証明書」の概要は以下のとおりです。
※証明書の発行には日数を要します。

○罹災証明書

地震、洪水、暴風、暴雨等の自然災害に伴い、家屋に被害を受けた場合、災害と被害の因果関係が確認できる場合に、以下の申請先にて取得することができます。

※家屋以外のものが被災した場合などについては、市に届出を行った事実を証明する「被災届出受理証」を発行します。

【必要書類】

- ☐ 申請書
- ☐ 本人確認書類（運転免許証等）
- ☐ 被災状況の写真（撮影しているものがあれば）

【罹災証明書で判定される家屋の被害の程度】

準半壊に 至らない 一部損壊	準半壊	半壊	中規模 半壊	大規模 半壊	全壊
10%未満	10~20%	20~30%	30~40%	40~50%	50%以上

被害小

被害大

※表の被害の程度の外、浸水被害の場合は、「床上浸水」、「床下浸水」、「浸水なし」の判定がなされます。

【申請先】

・北区総務課 防災・総務係 住所：北区宮原町一丁目 852 番地 1
（さいたま市地域中核施設プラザノース内）
TEL 669-6013 FAX 669-6160

○り災証明書

火災によって建物、車両等が被害を受けた場合で、消防が現場を調査し、火災と被害の因果関係が確認できる場合に以下の申請先にて、り災証明書を発行します。

【必要書類】

- ☐ り災証明交付申請書
- ☐ 本人確認書類（運転免許証等）

【り災証明書で判定される建物の被害程度】

建物の被害程度は、「全焼」、「半焼」、「部分焼」、「ぼや」の四段階に区分されます。

証明書の内容は、焼損面積を記載し、括弧書きで、被害程度を記載します。

※車両等については、証明書のり災内容は、燃えた物件のみ記載します。

【申請先】

・北消防署 ： 住所 北区宮原町 4 丁目 66 番地 14
TEL 654-3456 FAX 654-3455

・植竹出張所 ： 住所 北区植竹町 1 丁目 820 番地 1
TEL 663-4262 FAX 666-2199

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												備 考	担当部署／ 連絡先
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書					
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや		
日本赤十字社からの救援物資	住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □その他罹災状況が分かる書類	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×		・福祉課 管理係 TEL 669-6053 FAX 669-6167
災害見舞金の支給	・住居が床上浸水以上又は半焼・半壊以上の被害になった場合 ・災害により1か月以上の加療を要する重傷を負った場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □その他罹災状況が分かる書類	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×		
災害弔慰金の支給	災害により死亡した場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □埋火葬証明書 □その他罹災状況が分かる書類	○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	家屋の被害の程度によらず、災害により被災者が死亡した場合に制度が活用できます。	
市営住宅への緊急仮入居	災害によって住宅が被害を受け、緊急避難が必要となる場合で、住宅に困窮している場合 ※提供できる住宅・戸数には限りがあります。	□申請書 □住民票 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □本人確認書類（運転免許証等）	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		・埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL 829-2878 FAX 825-1822 ・市役所住宅政策課 住宅整備係 TEL 829-1521 FAX 829-1982
浸水住宅改良資金の融資	浸水を防ぐ目的として、次に掲げる工事を行う場合 ・住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随する工事 ・改築における土盛り等の基礎工事 【融資限度額】 300万円	□申請書 □土地又は住宅が資金の融資を受けようとする方の所有であること □市税を完納していること □自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であると認められること □資金の償還及び利子の支払いについて弁済能力を有すること □確実な連帯保証人があること	「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要													・市役所住宅政策課 住宅政策係 TEL 829-1520 FAX 829-1982				

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの

×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

項 目	対 象	必 要 書 類 等	制度の対象者			制度の利用が可能となる被害の程度												備 考	担当部署／ 連絡先		
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書						
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼			ぼや	
道路の消毒	台風、集中豪雨等により道路冠水があった場合	□被災者からの要請等による	「罹災証明書」若しくは「り災証明書」の提出は不要																	・くらし応援室 くらし支援担当 TEL 669-6026 FAX 669-6162	
下水道使用料の減免	台風、集中豪雨等により、居住する家屋が床上浸水による被害を受け、使用料納付が困難と認められる場合	□申請書 □罹災証明書 ※申請書類の受付のみ	○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	○	×	×	×	×	×	罹災証明書で「床上浸水」となった場合、利用可。		
市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除	住宅や家財に受けた損害が一定の条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到来するもの	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」 □損害額・補てん額を明らかにできる書類 □本人確認書類（運転免許証等）	△	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	必ず制度利用可能というわけではなく、他の基準によっては利用できない場合もあります。		・北部市税事務所 個人課税課 普通徴収第3係 TEL 646-3104 FAX 646-3164
固定資産税・都市計画税の減免	家屋に受けた損害が、一定の条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到来するもの	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」（「被災届出受理証」でも可） □本人確認書類（運転免許証等） ※本人または法人の代表者が署名しない場合は認印が必要です	○※	○	×	×	○	○	△	△	△	△	○	×	○	○	△	△	・必ず制度利用可能というわけではなく、他の基準によっては利用できない場合もあります。 ※所有者のみが制度の対象となります。	・北部市税事務所 資産課税課 家屋第1係 TEL 646-3119 FAX 646-3164	
	償却資産に受けた損害が、一定の条件を満たした場合 ※発災日以降に納期限が到来するもの			○※				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※償却資産を所有している方が対象となります。	・南部市税事務所 資産課税課 償却資産係 TEL 829-1186 FAX 829-1916	

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

項 目	対 象	必要書類等	制度の対象者				制度の利用が可能となる被害の程度												備 考	担当部署／ 連絡先	
			居住者	居住を伴わない所有者	管理者	使用者	罹災証明書								り災証明書						
							全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない一部損壊	床上浸水	床下浸水	全焼	半焼	部分焼	ぼや			
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	災害により、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合	□申請書 □「罹災証明書」又は「り災証明書」	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ひとり親家庭就業・自立支援センター （子育て支援課内） TEL 829-1948 FAX 829-1960	
小児慢性特定疾病医療費の自己負担上限月額の見直し	災害等により、支給認定世帯における前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合	□申請書 □災害等により、支給認定世帯における前年度と当該年度との所得に著しい変動があったことが分かる書類	○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	「罹災証明書」又は「り災証明書」の提出は、状況に応じて必要となります。	・保健所 健康支援課 難病対策係 TEL 840-2219 FAX 840-2229 ※受付は各区保健センターでも可
指定難病に係る特定医療費の自己負担上限月額の軽減	災害その他特別の事情が生じたことにより、特定医療費に要する費用を負担することが困難となった場合等 ※震災、風水害、火災等により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合	□申請書 □災害その他特別の事情が生じたことにより、特定医療費に要する費用を負担することが困難となったことが分かる書類	○	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	「罹災証明書」又は「り災証明書」の提出は、状況に応じて必要となります。	・保健所 健康支援課 難病対策係 TEL 840-2219 FAX 840-2229 ※受付は各区保健センターでも可

以下の「○、×、△」の印は目安として掲載をしたものであり、個々の状況により適用条件等が異なる場合があります。

○：基本的に制度を利用することが可能なもの ×：基本的に制度を利用することが不可なもの

△：被害の程度のみでは制度利用の可否が決まらないもの

